

令和2年4月15日

利用者
ご家族 の皆様へ

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団
特別養護老人ホーム施設長

ショートステイ利用についてのお願い（協力依頼）

平素より当事業団・事業所のショートステイをご利用いただき誠にありがとうございます。
でございます。

この度、新型コロナウイルス感染症に対する「緊急事態宣言」により、不要不急の外出の自粛が要請されました。

つきましては、一日も早い収束に向けて、可能な方につきましては、ショートステイの利用を控え、ご家族も含めて、ご自宅でお過ごしいただくようお願い申し上げます。

●感染予防、拡大防止、早期収束のためには、お一人お一人が外出を控え、ご自宅
で過ごされることが最も効果的です。そのため、可能な方はショートステイ
の利用を極力お控えいただきますよう、お願いいたします。

【外出自粛要請期間：令和2年4月7日（火）～5月6日（水）】

しかしながら、自宅で過ごす場合のリスクが高いなど、やむを得ない事情により、
ショートステイを必要とされるご利用者については、継続してサービス
を提供することといたしました。

決して無理な自粛をお願いするわけではありませんので、担当のケアマネさん
などとも、よくご相談ください。

ご不明な点やご質問等がありましたら、下記問い合わせ先へご確認ください。

問合せ先：特別養護老人ホーム
担当者

令和2年4月15日

居宅介護支援事業所各位

豊島区社会福祉事業団
特別養護老人ホーム施設長

新型コロナウイルス感染症における 「緊急事態宣言」への対応について (短期入所生活介護事業)

平素は格別なお引き立ていただき厚くお礼申し上げます。

さてこの度、「緊急事態宣言」が東京都をはじめ7都府県を対象に行われました。当法人としましては、感染の拡大を防ぎ収束へ向かうには、3つの密（密閉・密集・密接）を避けるため、外出をせずに自宅にて過ごすことが最も大切であると考えます。

しかしながら、利用者様におかれましては、栄養や保清の不足、運動量の低下、活動や社会参加の喪失等、自宅のみで過ごすことによる生活の質の低下のリスクも伴います。

よって当法人では、利用者様の最善を考慮し、ショートステイをご利用いただく必要性の高い方については、継続してサービス提供を行い、それ以外の方には利用の自粛をお願いしたいと思います。

ケアマネジャー様におかれましては、利用者様、ご家族様、さらに関係する医療機関、関係者様と、ショートステイ利用の必要性についてご検討いただき、ご不明な点、ご質問等がありましたら、下記問い合わせ先へご確認ください。

【利用自粛要請期間：令和2年4月7日（火）～5月6日（水）】

問い合わせ
特別養護老人ホーム
短期入所生活介護事業
担当者